

四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月24日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第41号

四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後
<p>附 則</p> <p>（他の法令による給付との調整）</p> <p>第6条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった傷病、身体障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった傷病、身体障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>

<p>傷病補償年金</p>	<p><u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）</u></p>	<p><u>0.73</u></p>
	<p><u>障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u></p>	<p><u>0.86</u></p>
	<p><u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）</u></p>	<p><u>0.88</u></p>
	<p><u>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金</u></p>	<p><u>0.75</u></p>

	<u>(以下「旧船員保険法の障害年金」という。)</u>	
	<u>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。)</u>	<u>0.75</u>
	<u>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。)</u>	<u>0.89</u>
障害補償年金	<u>障害厚生年金等及び障害基礎年金</u>	<u>0.73</u>
	<u>障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</u>	<u>0.83</u>
	<u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)</u>	<u>0.88</u>
	<u>旧船員保険法の障害年金</u>	<u>0.74</u>
	<u>旧厚生年金保険法の障害年金</u>	<u>0.74</u>
	<u>旧国民年金法の障害年金</u>	<u>0.89</u>
遺族補償年金	<u>厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を</u>	<u>0.80</u>

除く。以下「遺族基礎年金」という。)	
遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86

障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

改正前

附 則

（他の法令による給付との調整）

第6条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった傷病、身体障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった傷病、身体障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）	0.75
--------	--	------

	<u>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）</u>	<u>0.75</u>
	<u>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）</u>	<u>0.89</u>
	<u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）</u>	<u>0.73</u>
	<u>障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.86</u>
	<u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.88</u>
障害補償年金	<u>旧船員保険法の障害年金</u>	<u>0.74</u>
	<u>旧厚生年金保険法の障害年金</u>	<u>0.74</u>
	<u>旧国民年金法の障害年金</u>	<u>0.89</u>
	<u>障害厚生年金及び障害基礎年金</u>	<u>0.73</u>
	<u>障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.83</u>
	<u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.88</u>

遺族補償年金	<u>国民年金等改正法附則第 8 7 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</u>	<u>0.80</u>
	<u>国民年金等改正法附則第 7 8 条第 1 項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金</u>	<u>0.80</u>
	<u>国民年金等改正法附則第 3 2 条第 1 項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</u>	<u>0.90</u>
	<u>厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第 2 8 条第 1 項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）</u>	<u>0.80</u>
	<u>遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）</u>	<u>0.84</u>
	<u>遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金</u>	<u>0.88</u>

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を 3 6 5 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

<u>旧船員保険法の障害年金</u>	<u>0.75</u>
<u>旧厚生年金保険法の障害年金</u>	<u>0.75</u>
<u>旧国民年金法の障害年金</u>	<u>0.89</u>
<u>障害厚生年金及び障害基礎年金</u>	<u>0.73</u>

障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の四日市市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第6条第1項及び第2項の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号。以下「平成27年国共済経過措置政令」という。）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政

令第347号。以下「平成27年地共済経過措置政令」という。)第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成27年国共済経過措置政令第5条第1項第4号に規定する平成24年一元化法附則第41条年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成27年地共済経過措置政令第4条第1項第4号に規定する平成24年一元化法附則第65条年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、改正後の附則第6条第1項の規定は、適用しない。

(総務部人事課)